

避難所における共通ルール

受付No. _____

この避難所の共通ルールは、次のとおりです。避難した方は、守るように心掛けてください。

秦野市災害対策本部

東中学校 避難所運営委員会

- 1 この避難所は、避難者の生活再建の拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、避難者の代表、市担当者、施設管理者からなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織します
 - (1) 委員会は、毎日午前9時と午後6時に定例の会議を行います。
 - (2) 委員会の運営組織として、総務班、名簿統括班、情報広報班、給食・給水班、物資・配分班、環境・衛生班、救護・女性・要配慮者支援班の運営班を避難者で編成します。
- 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧する時期を目途に閉鎖します。
- 4 避難者は、一人1枚避難者カードを提出する必要があります。
 - (1) 避難所を退所するときは、委員会に転居先を連絡してください。
 - (2) 食料や物資の供給を必要とする在宅避難者も登録する必要があります。
- 5 職員室、保健室、調理室等の施設管理や避難者全員のために必要となる部屋など、理科室等の危険な部屋には避難できません。
また、避難所では、定期的に居住スペースの移動を行います。
- 6 食料・物資は、原則として全員に配給できるようになるまでは配給しません。
 - (1) 食料、生活物資は避難者のグループごとに配給します。
 - (2) 特別な配給を行う場合には、委員会の理解を得てから行います。
 - (3) 配給は、避難所以外の在宅避難者にも等しく行います。
 - (4) 粉ミルク・おむつなどの特別な要望は、第2理科室で対応します。
- 7 消灯は、午後9時です。
 - (1) 廊下、通路は点灯したままとし、体育館等の照明は、消灯します。
 - (2) 避難所管理に必要な部屋は、安全確保のため点灯したままとします。
- 8 放送は、午後8時で終了します。
- 9 トイレの清掃は、午前10時、午後5時に、避難者が交替で行うこととします。
 - (1) 清掃の時間は、放送を行います。
 - (2) トイレ使用時は、トイレに掲示する注意事項に従ってください。
- 10 防犯のため、夜間のトイレ等の施設使用には、付添人を求めてください。
- 11 飲酒、喫煙は、所定の場所以外では禁止します。
- 12 金銭等の貴重品は、各自が責任を持って管理してください。
- 13 犬、猫等のペットを避難所の居住スペースに入れることは禁止します。（身体障害者補助犬法に規定される盲導犬等の補助犬は除きます。）また、他の避難者に迷惑がかからないようにしてください。
なお、ペットの避難スペースは、駐輪場とします。
- 14 ごみは、分別して指定された場所に出してください。
- 15 各種の伝達情報は、避難所の掲示板に貼りだします。
- 16 避難所の屋外に避難されている方も、同様に上記のルールを守ってください。

避難者の皆さんには、**トイレ清掃、物資の仕分けや配布など、当番等を通じて自主的に避難所運営に参加してください。**

※ ____部分と点線部分は避難所の状況に応じて設定します。

※ 避難所開設後、速やかに掲示し、避難者に周知します。